

鉄道総合技術研究所は、以下の関連法令等に基づき運転適性検査員講習会を開催します。

**【関連法令等】**

○鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 28 年国土交通省令第 151 号）

（係員の教育及び訓練等）

第十条 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員に対し、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

2 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければその作業を行わせてはならない。

○鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて

（平成 14 年 3 月 8 日国鉄技第 164 号）

2. 第 10 条（係員の教育及び訓練等）関係

（2）適性の確認について

③ 精神機能検査については、作業素質検査（クレペリン検査）、照合、置換、分割、推理検査、反応速度検査、注意配分検査等の中から各職種に応じて勘案した検査を 3 年に 1 回以上行い、検査の結果が作業を行うのに支障がないことを確かめること。この場合において、作業素質検査は必ず行うこと。

④ ③の作業素質検査を事業者が自ら行う場合の作業素質検査の実施者は、地方運輸局長の行う適性検査講習会の講習修了者、（財）鉄道総合技術研究所の行う適性検査の講習修了証を受けた者又は内田クレペリン検査の施行の有資格者であること。